

日置島津家と垂水島津家

——系譜と家格をめぐって——

五味 克夫

かつて私は数次にわたり日置島津家文書と島津久慶について執筆し、別にまた垂水島津家から分出した新城島津家文書と島津久章について執筆したことがある。^{注1)}ところが今回また両者に関係する史料若干を知り得たので、その紹介を兼ね、義久の三弟歳（年）久を元祖とする日置島津家と義久の叔父忠將——以久に発する垂水島津家との間に系譜と家格の上下にかかわる共通の課題が伏在していたことが判明したので併せてその実情と意味について再考してみることとした。

近世初期、幕府の大名統制、封建支配体制の確立の過程の中で諸大名の系譜の提出が求められ、『寛永諸家系図伝』として結実）各大名もまた支配下に入った諸家士の系譜、文書の調査を行って領内統治に役立てようとしたのであった。諸家士もまた一族の系譜を収集し、惣庶の關係等を明らかにし、族内、家内の秩序の保持につとめようとしたのである。島津氏の場合もまた同様で、家督、嫡流の確定をはかり、併せて支族も含めて惣領、庶子の順位を画定し、一族間の家格をめぐる紛争に結着をつけようとしたのである。（系譜の集成、家格等の調査は藩記録所の職掌、「新編島津氏世録正統系図」、「新編島津氏世録支流系図」として結実^{注2)}）

もつとも薩摩藩では元文四年、延享元年、越前島津家、今和泉島津家を創設した段階で一門四家の家格を画定、併せ

て準一門家として日置島津家、花岡島津家、都城島津家、宮之城島津家も定めたのであった。その順位は必ずしも固定したものではなかったが、幕末には『薩陽武鑑』等の記載順の如く、おおむね一、越前島津家、二、加治木島津家、三、垂水島津家、四、今和泉島津家、五、日置島津家のように取り扱われていた。しかしそこに至るまでに紆余曲折のあったことは勿論である。本稿では垂水島津家を中心に加治木島津家、日置島津家の関係についてとくに注目したい。^(註3)

—

新納族庵の子孫である加治木新納家の文書の中に江戸時代初期の藩老島津久通の垂水島津家の家格等についての意見を要約した一巻書の写が残されていた。久通は図書頭、父下野守久元の跡をついで正保二年から寛文十二年まで家老職、宮之城島津家の当主として産業の育成等に治績をあげた人物として知られているが、歴史に対する造詣も深く、漢文の島津家史「島津世祿記（大寛実録）」八卷等を編述している。寛永十八年、幕府より島津家系図の提出を命じられた際は、江戸家老伊勢貞昌の指示をうけ、島津弾正久慶、川上因幡守久国、野村大学助元綱らと共に実務を担当、編成に当たっている。このように島津家の系譜に詳しい久通であれば、その見解は特に重視されたものと考えられる。^(註4)左に全文を掲げ内容を簡単に説明しよう。表題は「垂水御家二付図書様御申分一卷写」とあり、まず(A)寛文七年十月十六日付の五条からなる久通の考え方が示され、これをうけた垂水島津家が自らの立場を釈明したのに対し、かさねて久通が所見を述べたのが次の(B)寛文八年正月二十五日付の覚書である。

(A)
覚

⁽¹⁾一御家之儀、貴久様御次之御舎弟にて御座候、無其紛候、以久之御子彰久・重時・忠興御兄弟三人御座候、以久於伏見御死去之時分、忠興同前二被成御座候、爲何首尾二而候哉、右之忠興爲彼御跡、家康様・秀忠様江御目見被成、彼御

跡御相統候、御方御家之儀夫より両家二分り候、雖然御当家にてハ無奈儀御事ニ御座候、其上又四郎殿御跡玄蕃頭殿御相統被遊候、太守様御一腹之御兄弟之儀ニ候得ハ御取持候事、

(2) 一兵庫頭殿御事黃門様御堅固之時分、又八郎殿にて被成御座候刻、江戸御證人ニ御上洛候、其節者御名代之御取持にても候哉、島津下野・町田凶書其外無余儀衆過分ニ被相付候、其以後加治木を被進、惟新様御隱居御跡之様ニ被仰出、三原備中・市來備前なども被相付置候、ケ様ニ御取持爲有之儀眼前ニ候間、當時も別ニ上座可被成人御座有間敷様ニ存候事、

(3) 一右之仕合ニ候故、正月御対面所ニ而御太刀御進上も初般之御賦ニ而有之候、以來共御手前御家より御越被成儀ハ成間敷様ニ存候、其故者川上殿事御家六代之太守氏久御舎兄ニ而御座候へとも、他腹ニ而候ニ付、御相統不被成、至于今脇之御惣領之御取持ニ而御座候、雖然近年者御身近キ脇之御惣領之上座者不成候、若又八郎殿よりハ御方上座可被成と御申出候ハ、其例を以川上殿申分可有之様ニ存候事、

(4) 一先年於国分、御景凶御再撰之刻、義久様上意候者、上統之御筋、勝久より貴久様へ御相統ニ御景凶者御座候へとも、一遍御違變之御事ニ候間、友久より忠幸、忠良と統候て貴久様を上統ニ被遊候へハ能候、殊ニ友久者十一代之太守立久御舎兄之御事ニ候間、是以可然との御僉議にて其分ニ被相直候、其節右馬頭以久御申候者、此中ハ友久御筋目より我等家ニ統系凶ニも有之候へとも、上統之御筋ニ御統候時者如何仕可然哉と御申候、其節義久様被仰候者、如前々統候ても何レ太守之上座ハ不成事ニ候、脇之惣領にて社候間、貴久様之御次ニ忠將御座候へハ脇之惣領ハ不違候間、其分ニ可被相心得由被仰、落着爲被成由候、然処、上代之御統之様ニ思召候而者御心得違ニ而可有御座と存候事、

(5) 一如此之段々にて御座候処、兵庫殿御家と仰合も候ハ、右馬頭殿一筋之御相統者當飛騨守殿家にて候など、の申分ニおゐてハ、結句御家之仰立六ヶ敷可有御座候、尤御利運候へハ、御外聞ニも候、若被仰分於不立ハ御手持能も御座有間

敷かと奉存候、御家之儀ニ存候衆へも大方申合見候へハ、先此中之分ニ至又八郎殿も上座ニ御越不被成、当分之様ニ被成御座可然と出合候間覚書ニて如斯候、此上者御心次才ニ御座候、以上、

(寛文七年)
丁未十月十六日

覚

(1)

一我等家之儀ニ付思召寄御覚書を以被仰聞候、別而御念比之御文案中忝存候、然者島津兵庫殿儀御当代之脇之御惣領ニ而殊ニ黃門(家久)様御存生之時分、御取持爲有之儀候、我等家之儀者上代之脇之惣領一筋ニて候、然時者至又八郎殿も上座ニ越申儀者罷成間鋪候通令承達候、親玄蕃儀も官位迄爲被仰付儀眼前二候へ共、御当代と上代之別尤ニ存候、乍然向後又八郎殿次ニ相極候儀ハ難成存候間、尋常御目見など之御致辞儀、互ニ首尾能様ニ覚悟可申候事、

(17)

右条之御心得尤ニ奉存候、就其玄蕃殿御官位諸太夫ニ從將軍家仰出共候、其仰達も致至極候、雖然兵庫殿御家之事者、惟新様御跡目と爲被仰出儀と聞得候、さ様ニ候得者、惟新様御事者守護代被遊、宰相迄之御官位ニ爲被仰出事眼前ニ而候間、彼一儀者仰達も如何と存候、如此中御座ニ而可然存候、常式之御座配ニ茂互ニ御股勲ニ御礼ニ而御座配之御時宜肝要ニ存候、少茂又八郎殿末座御家之御難ニ者成間鋪事ニ御座候、

(2)

一以久於伏見死去之時分、忠興爲彼跡目將軍様江御目見得有之候、自其兩家ニ相分候、因茲忠將之嫡流当飛驒守殿相統被成候様ニ罷成儀も可有御座由可承候、誠諸人も此疑可有之と尤ニ存候、雖然忠興嫡家相統無之首尾者慥ニ相知候条有増書付申候、以久儀嫡子之彰久へ家督附属ニ而困分之上井ニ隱居候、彰久事方々御奉公相勤、高麗迄罷渡、於彼地死去候、其時相模(得久)忠仍者十二三歳之由候、則彰久跡目被仰付、清水より鹿屋へ被移候、忠興之誕生者相模家督相統ニ而五六年以後之儀候、以久事ハ從上井、種子島江移、其後垂水江居住候、左候而佐土原へ可罷移候、其時分も相模儀ハ不相替垂水致領知、御当家江御奉公仕候、當又以久死去之刻も佐土原万事之差引者相模より爲被申付之由候、其節

相模家来川上出羽を駿河へ差上、山口駿河守殿へ相付、佐土原跡目之儀可申上無口能被仰付之由候処、重而家久様へ言上候ハ、佐土原致拝領、昵近仕儀幸ニ奉存候へ共、忠將以来相伝之地得附属罷有候間、今分ニ而御当家御奉公可仕旨被申上、佐土原致辞退、其通ニ相濟申候、因茲忠興者脇腹ニ而殊更幼年ニ而候へ共、將軍様江御目見有之、佐土原安堵候、彼方へ相分候諸士も過半拙者家来之二男・三男之筋ニ而候、于今無其隱候、

(2)¹ 右之表ニ以久於伏見死去被成候時分、將軍家へ御目見之次才、得其意候、彼御断も飛驒守殿家ニ付兎角之分有間敷様ニ存候、以久先年太閤御下向之刻、御朱印之御知行被爲給候、彰久家督被成候御朱印も不相直、以久御死去以後忠興江佐土原御拝領之御跡從將軍家御給ニ而直ニ天下昵近ニ御奉公之時者、内々可被仰分者此方御家中迄之儀ニ候、乍勿論当御家中ニ而ハ忠將御一筋之御取持ニ御座候、

(3)¹ 一佐土原之儀者、以久隱居之後新ニ爲被給事ニ候、相模儀者彰久様跡目古来より之領知持伝、只今迄無相違候間、於御当家者忠將之嫡流我等相統曆然ニ候、勿論於將軍家ハ各別之儀候、然時ハ于今当飛驒守殿嫡家ニ可被爲成儀罷成間敷と存候事、

(4)¹ 右佐土原之儀者、以久隱居之後、新ニ被爲給候との仰達之段并忠將御嫡流之被仰分之事ハ右ニケ条目ニ巨細相見得候、能々御思慮被成、御心持專一二候、何レ飛驒守久英迄三代、從將軍家諸太夫ニ被仰付、昵近之御奉公ニ候間、御参会之刻、御利運ニ上座可被成事ハ御遠慮可入候、对御家者無別儀存候間如此候、御他見ハ御無用ニ候、御心持迄ニ御覽被成可被置候、

(4)² 一乍序書付申候、島津彈正久慶より御手前様之御家可被爲越との思慮にて近代年頭之御太刀御進上之次第、兵庫殿一番座、御手前様御家二番座ニ賦相定候、然処ニ息大膳久憲迄も断候て太刀不上候、其被仰分者、先年將軍家御成之刻、彈正久慶事、相模忠仍前ニ御目見有之候事、家之冥加之様ニ被思候、是ハ各別之儀候、式部大夫忠直并玄蕃頭忠紀御

目見之後、社領之衆者御目見候、其節最早忠直儀又四郎殿御跡ニ被爲成候而以後之儀ニ有之候時者、隱居之忠仍前二御目見爲有之儀少も久慶方名目ニ不成事ニ候、当三郎右衛門忠心も右之趣ニ付御家之次ニ者太刀被上間敷由ニ而于今其分ニ無御構候、何として右体ニ被仰候と可被思召候間申候、

⁽⁵⁷⁾一 太守義久公御次兵庫頭義弘、三男左衛門尉歳久、四男中務大夫家久御兄弟御四人にて候、義久様御男子無御座候故、

義弘守護代被成候、其故者義久様御息女にて候、又市郎久保様を御養子ニ被成候へとも於高麗御死去、其後家久黄門様、

右之御息女にて御聳養子ニ被遊候ニ付、義弘ハ太守之位ニ不被爲立證抛露頭ニ候、関ヶ原一乱之後、黄門様御上洛前

ニ家康様御書物之表ニ、少将事其方跡被相讓事ニ候間、不可有別儀候、兵庫頭儀者龍伯ニ無等閑候間、異儀有間敷と

御座候、弥以守護代之儀無相違候、殊更元和八年壬戌尚光久様七歳、虎寿丸様と申候時、国分様御養子ニ御成被成候、

⁽⁶⁷⁾右者義久様御一筋無別義候間、別而黄門様御満足之由にて下野、江戸へ相詰被罷居候刻被下候御書面ニ相見得候、

弥義久様御筋目題目ニ被思召上、如此之仕合ニ候、いかやうニ今忠心被仰分有之候ても彼家之下手可被成儀ニ無御

座候間、左様ニ御心得可被置候、且又歳久者、従太閤以御朱印生害爲被仰付家之儀候間、天下之恐彼是ニ諸人存様

子も可有之候、縦御家同位ニ候ても被仰分可有御座事かと存候、ケ様成儀も御心得ニ書出候也、

寛文八年申正月廿五日 印

その要旨を(A)・(B)順に示せば次の如くである。

(A) (1) 垂水島津家は貴久の次弟忠将にはじまる。以久の三子忠興は以久が伏見で死去した時、同所にて徳川家康・秀忠にも目通りし、以久の跡をついだ。(佐土原島津家) そのため垂水島津家は二分したが、以久―久彰―信久の統が正統であり、しかも信久の跡は光久の弟玄蕃頭忠紀が相続していることでもあり、なおさらのことである。

(2) 加治木島津家は忠朗にはじまる。忠朗は家久の三子だが、義弘の跡をつぎ、重臣を副えられている。このように格別

の扱いをうけており、他に上席につく人がある様には思われぬ。

(3)だから正月対面所での太刀進上も今後加治木島津家を先にし、垂水島津家がそれを越すことはよろしくない。川上家は島津家六代の氏久の兄頼久から出ている家だが他腹ということで相統しなかった。そして今まで脇の惣領という取扱いをうけてきた。しかし最近はさらに近い脇の惣領が出てきた関係で上座となることはない。もし垂水島津家が加治木島津家より上座を主張されるなら、川上家の場合はどう扱えばよいというのか。

(4)先年国分で系図再撰の際、義久の意向は、勝久から貴久への相統の形の系図が一般であるが、勝久は後でそれを否定しているのであるから、むしろ友久から忠幸（運久・一瓢）、忠良、貴久と相州島津家の相統の系図の方をとるべきではないかということになった。その時以久が垂水島津家の系図の取扱いについて尋ねたところ、義久の意向は別に変わることなく脇の惣領として認めている。^{注(5)}

(5)垂水島津家が加治木島津家と家格について話合いをもった場合、加治木島津家の方から一体垂水島津家と佐土原島津家とではどちらが正統かという話になり、思わぬ混乱に陥らぬとも限らない。だから今まで通り加治木島津家を上座としておくにしくはない。これは垂水島津家の事情に通じている人の意向でもある。

（次の(1)―(3)は垂水島津家の対応、(1)―(6)は久通の意見）

(B)(1)加治木島津家が当代の脇の惣領で垂水島津家は上代の脇の惣領であるから、前者を超えてはならぬことは了承した。しかし今後のことは不明であり、何れにしても不都合のないよう礼を尽す所存である。

(1)得心されて満足。加治木島津家は義弘の跡目相続者。義弘は守護代で宰相迄の官位であった。常式の座席についても配慮してほしい。垂水島津家が加治木島津家の末座になったからといってそれは決して垂水家の恥ではない。

(2)忠將の嫡流は垂水島津家か佐土原島津家かについては諸人の論議もあるが、彰久―忠仍（曾父）の方が嫡流で忠興の方が傍流

であることは明らか。佐土原島津家の家臣も垂水島津家家臣の二、三男家の筋目のものである。

(2)それはわかっているが、忠興は以久の跡をつぎ佐土原領主として將軍から大名の扱いをうけている。幕府相手の際は佐土原島津家をたてなければならぬ。

(3)佐土原島津家と垂水島津家の関係について再言する。嫡流は垂水島津家である。もちろん対幕府の際は各別とする。(註6)

(4)よく配慮され、公式(武家全体)の会合の場合、垂水島津家は決して佐土原島津家の上座についてはならぬ。
 (4)ついでに書付けておく。島津久慶(日置島津家)は垂水島津家の上座につく考えで、近代の年頭の太刀進上次第を加治木島津家を一番座、垂水島津家を二番座としていたのに、久慶の養子久憲迄も異議をとなくて太刀進上を断っている。その理由として將軍家御成の節、久慶は忠仍(久)より前に拝謁し家の面目をたてた。だから垂水島津家より次に太刀進上は致しがたいとしている。しかしこれは特例であり、一般的に許容すべきではない。

(5)義久、義弘、歳久、家久四兄弟について、義久は男子のないたため、義弘が守護代になった。そして義久の女とめあわせ、義弘の男久保を養子とした。しかし久保は朝鮮で病死、代つて家久を婿養子とした。義弘が太守の座につかなかつたのは明らかである。家久の上洛以前に家康よりの書物に、家久は義久の跡、義弘は義久の代官として認めており、元和八年、幼年の光久は国分(家久夫人)の養子となっている。

(6)義久の一筋はこのように家久・光久と伝えられたのである。義久の系統が相続して行くことが大切なのである。いかに日置島津家の方で云うとも垂水島津家はその下につくべきではない。日置島津家の祖歳久は豊臣秀吉の朱印状により肅清されたのであって、はばかるところが少なくない。たとえ垂水島津家と同格であるとしてもその道理から従うべきではないのである。

ここでわかることは久通は義弘が義久の家督を相続せず、守護代にとどまったことを述べ、義久の正統は義久、その

女、養子光久の筋だと主張する。その上で義弘の名跡を相続した加治木島津家を近代の脇の惣領としてこれまで脇の惣領として第一位で扱われていた垂水島津家に先代の脇の惣領として上座を譲るよう説得しているのであり、垂水島津家自身の問題としては以久の跡をつぎ佐土原を領有したとする佐土原島津家に対して垂水島津家を嫡家として承認するが、大名として扱われている佐土原島津家の方が対外的には上座にあるべきことの因果をいふくめている。そして日置島津家に対しては久慶が家久の信任を得て勢威をふるい、その養子久憲も亦垂水島津家より上位を主張するのには服すべからずという。そして日置島津家が上座になることはその祖歳久の履歴からみて許されないことであると主張している。すなわち「歳久は太閤より御朱印を以て生害仰せ付けられたる家の儀に候間、天下の恐れ彼れ是れに諸人存ずる様子もこれ有るべく候、縦（たとえ）御家同位に候ても仰せ分けられ御座有るべき事かと存じ候、ケ様成儀も御心得に書出し候也」（前出書下し文）とあり、歳久は一時であっても天下の反逆者のレッテルをはられたのであり、その系統が上座であつてよい筈はないというのである。これは当時、日置島津家に対する藩宿老の一つの視方としても注目すべきであろう。

二

昭和五十七年三月刊行の『弘文莊敬愛書図録』中に「島津家歴代古文書集河上十郎左衛門家宛 寛正―天正十八年二十五通一巻」として二五通の目録とそのうち六通の写真相が掲載されている。（山口隼正氏よりの教示による。）同目録を整理して表記すれば左の如くなる。

二五点中、鹿兒島県史料『旧記雑録』（前編・後編・附録）並びに『同』（拾遺諸氏系譜二）に採録されているものが一六点あるが、前者の各文書には傍注に「川上武蔵守経久初十郎左衛門尉譜中、正文当家有之」と記載されている。これ

五味：日置島津家と垂水島津家

| 参考 | 文 書 題 | 年月日 | 宛名 | 『日記雑録』 編・番号 | 『諸氏系譜』 川上系譜番号 |
|------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------|------------------|
| (1) | 島津忠国犬追物相伝伏案 | 寛正 6. 3. 5 | 島津十郎左衛門 | | |
| (2) | 島津立久自筆起請文(牛王宝印) | 文明 5. 3. 吉 | 河上十郎左衛門 | | |
| (3) | 島津立久自筆書状(仮名まじり) | 8. 6(文明頃) | | 附 2 -1336 | 1 6 |
| (4) | 島津立久自筆書状(仮名文) | 9. 20(文明頃) | 又十郎 | 附 2 -1335 | 1 5 |
| (5) | 島津立久自筆書状(仮名文) | 7. 18(文明頃) | | 附 2 -1334 | 1 4 |
| (6) | 島津久俊(久逸)自筆書状(仮名まじり) | 4. 16(文明頃) | 十郎左衛門尉 | | |
| (7) | 島津久逸自筆書状(仮名文) | 菊. 19(文明頃) | 河上十郎左衛門尉 | 附 2 -1340 | 2 0 |
| (8) | 島津国久自筆書状(仮名まじり) | (文明頃) | 同上 | | |
| (9) | 島津国久自筆書状(仮名長文) | 6. 7 | 同上 | | |
| (10) | 同上自筆書状(仮名文) | 3. 5 | 同上 | 附 2 -1342 | 2 2 |
| (11) | 某(島津国久カ)自筆書状(仮名まじり) | 7. 3 | 同上 | 附 2 -1343 | 2 3 |
| (12) | 島津忠昌自筆書状(仮名まじり) | 2. 29(文 龜 永正頃) | 同上 | 附 2 -1345 | 2 6 |
| (13) | 同上自筆書状(仮名まじり) | (文 龜 永正頃) | 同上 | 附 2 -1344 | 2 5 |
| (14) | 同上自筆書状(仮名文) | (文 龜 永正頃) | 同上 | | |
| (15) | 同上自筆書状(仮名まじり) | | 同上 | | |
| (16) | 島津忠兼(勝久)自筆書状(仮名まじり) | 11. 25(永 祿 元龜頃) | 曾於郡衆中 | 前 2 -2071 2286 附 2 -1348 | 2 9 |
| (17) | 島津貴久自筆起請文(牛王宝印) | 天文 9. 11. 26 | 河上武蔵守 | 前 2 -2399 | 3 0 |
| (18) | 島津貴久自筆書状 | 9. 7(永祿頃) | 河上十郎左衛門 | 附 2 -1355 | 3 2 |
| (19) | 島津義久自筆起請文(牛王誓紙) | 永祿 9. 8. 6 | 同上 | 後 1 -339 | 3 4 |
| (20) | 島津義久書状 | (天正15)10. 22 | 川上武蔵入道 | 後 2 -395 | 3 8 |
| (21) | 島津義虎自筆起請文(牛王誓紙) | 8. 吉 | 河上武蔵守 | | |
| (22) | 島津忠平(義弘)自筆起請文(牛王誓紙) | 永祿 5. 5. 吉 | 河上十郎左衛門尉 | 後 1 -207 | 3 3 |
| (23) | 島津忠平(義弘)自筆起請文 | 元龜 2. 9. 吉 | 同上 | 後 1 -599 | 3 5 |
| (24) | 島津歳久自筆起請文 | 永祿12. 10. 吉 | 同上 | | |
| (25) | 島津久保自筆起請文(牛王誓紙) | 天正19. 2. 14 | 川上武蔵入道 | 後 2 -733 | 4 1 |

がすなわち後者の川上氏系譜に収録されていることを示しているのである。川上経久は島津氏支族川上家四代兼久の子義久の孫で文祿元年八十四歳で歿、島津義久・義弘・久保の弓馬の師範で文書の(19)・(22)・(23)・(25)は彼等の経久に宛てた自筆記請文である。それらは何れも『旧記雑録』に採録されているが、(24)は(1)・(2)・(6)・(8)・(9)・(14)・(15)・(21)と共に同書に未採録の文書である。幸い(5)・(12)・(16)・(19)・(20)と併せて図録に写真が掲載されている。それは藤原朝臣年久と署名のある永祿十二年の島津歳久の起請文なのである。写真から左に引用紹介しよう。法引

敬白 起請文之事

於馬上之儀一言他言有間敷事

右背此旨者、上梵天帝釈四大天王、下堅牢地神五道冥官等、惣而者日本六十余州大小祇冥道至迄、別而者当国鎮守霧島六所権現、正八幡大菩薩、殊者当所鎮守稻荷五社・正一位正八幡・天満天神・薩陞王子権現、軍神摩利支天部類眷属等可蒙御罰者也、

仍起請文如件、

永祿十二年十月吉日 藤原朝臣年久(花押)

河上十郎左衛門尉殿

御宿所

一見して年久が永祿十二年川上経久に乗馬の秘伝を伝授されるに当って提出した起請文であることがわかる。そして誓約した神社名中、当所鎮守として大隅国吉田郷の神社が記されていることに注目しよう。殊に薩陞王子権現については『三国名勝国会』に次の如く説明がある。

「王子権現社地頭館より子丑の方、八町許り、佐多之浦村、王子原にあり、祭神薩陞彦根命、例祭二月初申の日、永正十二年丁丑二月、

興岳公（忠隆）、天文廿三年甲寅六月三日、大中公（貴久）御再興の棟札ありしが、今は見えすといふ、当邑の総廟なり」

「歳久公正統系図」によれば、島津歳久は永祿五年吉田郷の中、佐多浦、本名、本城、宮ノ浦四か村を与えられ松尾城に居るとあり、天正八年吉田から祁答院に転じ、宮之城に居住したとある。永祿十二年はまさに吉田領主の時期である。このことから年久＝歳久なることは明らかである。かくして本文書は歳久自筆文書として希有のものであることが判明した。花押の存在も貴重といえよう。しかしこの文書は前述の如く「旧記雑録」にも諸氏系譜「川上氏一流系図」中にも採録されていないのである。ということは藩史局の見落しか、偶然又は意図的な不採用ということになるのか、なお検討の余地が残されている。一体島津歳久の関係文書は多く歳久や義弘から宛てられたものであつて、歳久から義久や義弘らに宛てたもの、すなわち歳久の発出文書が全く残されていないことはきわめて不自然なことであり、政治的な処理が行われたと考える方が自然であろう。その歳久が年久の字を用いることもあつてたまたまその文書が川上氏のもとに残されていたということになる。年久の字が用いられている例としては第一章でふれた義久系図とされるものにみえ、鹿兒島県史料「旧記雑録」後編一、五八九号「貴久公譜中、清水岡寺文書」に「其三男藤原年久」、後編二、二四五号・二五一号「長谷場越前日記」に「左衛門督年久」とあり、同三九八号、歳久譜中「正文在頼娃菩提山大通寺」に天正十五年十月四日頼娃久虎の霊前に供えた藤原年久と署名のある追悼文和歌が記載されている。このように年久の用例は決して、少なくはないが、ただ自ら用いた例としては前の起請文と追悼文和歌の署名しか判明しておらずその理由等についてはなお今後の検討をまたねばならない。^{注68)}

平成四年度に鹿兒島県歴史資料センター黎明館で収蔵した資料中に日置島津家関係文書一巻がある。福岡市の古書店から購入したものであるが、内容からみてこれまで史料紹介を重ねてきた日置島津家旧蔵文書の中の一巻とみて間違いないと思われる。日置島津家文書散佚の経緯、状況、収拾、全体象等についてはこれまで折々ふれてきたので再言しないが、日置島津家の創立、再興の歴史と関連して内容の濃い文書が多いことがその特色としてあげられよう。日置島津家の始祖が悲運の死をとげた歳久であり、二代目が根白坂で鬪死した忠隣、三代目が山城々々主常久、四代目が系図削除の処分をうけた久慶で、久慶は家老として実権をもち、且つ島津氏系図編成の責任者として多くの史料を収集、閲見しているし、異国方・宗門方の奉行として秘書を取扱ったふしがあるので自らその関係史料は多彩である。その全容を把握するのはまだまだ先のことであろうが、たまたまその調査に関与したので中間報告の形で左に解説文をあげ、些少の私見を付記しておく。

表題はなく七点の文書写が貼りつがれて一巻となる。相互に直接関係はないが、おおむね歳久―忠隣―常久―久慶のつながりを示し、とくに忠隣・常久の履歴を物語る史料であり、日置島津家の面目を示す史料といつてよい。

(一)

- 一 御支配之時分、若輩之故知行之侘不申、如御賦預置候、侘被申上候衆者望之地爲被持せ之由承候、
- 一本領可給之由御約束之御書物雖有之、不致首尾候事、
- 一一 所衆何茂本領爲被持せ由承及候、又一所二知行被持衆も有之由候、我等幼少二而御支配之時侘不申、遠方迄へ被下候事、
- 一 当時持留之知行

高式千七百八拾石

萩 菅 院 名 之 内
木村

高千八拾石

黒木

高六百七拾石

外 九 百 石 被 召 上

久富貴

高式千五拾石

外 六 百 石 被 召 上 候

日置

高六百五拾石

高 原 名 之 内

江平

高式百七拾石

同 所

蒲牟田

都合七千五百石外二千五百石者被召上候、右之こくとく二而七里より内二知行所無之候、鹿兒島^(衆)者何も近所ニ被持せ候間同前可被仰付候事、

一 江平村指上候、何方江或共くり替可被下事、

一 知行所遠方迄ニて鹿兒島御奉公難調候、此節不被召替候ハ、已來弥御奉公可難調候事、

一 上地之内を其儘預かり格護之仁茂有之様ニ伝承候、御支配之御幼少ニて衆双之理をも不申達候条、衆なミニ可被仰付儀遮而御侘申上候事、

右之条々可然様ニ被仰上候而可被下事頼申候、

寛永四年正月廿七日 ^(久座)又五郎

山田民部少輔殿

三原左衛門佐殿

(一)

(歳久次 忠藏 兼久住)

一 蓮秀様湯之尾へ御移候ハいつ之自分にて候哉、年号ハ知ましく候へ共、六位少進など年いくつ之比と申候ハ、今之年

知れ候へハ考候事安ク候、

一 又六様江御縁（八女院裏）与ハいつより之事ニ而候哉、又吉様御いくつ比にて候哉、

一 塔之原よりうつりハ又吉様御いくつ比にて候哉、

一 一塔之原より日置へ御うつりハ又吉様御いくつの比にて候哉、

一 清敷（貼紙）より日置へ御移候者、又吉様九ツノ御年と覚申候」

一 伯耆様（北郷三入）へ御妹様御縁与ハ御妹様御幾ツ之比にて候哉、

一 吉田之ひさげづるニ御妹様、伯耆様御座候ハいつよりいつの比迄にて候哉、

一 吉田（貼紙）之ひさげづるニ御移候ハ御妹様廿之御年にて候、蓮秀様ハ五十五之御年と覚申候」

一 湯之尾ニ御座被成候もいつよりいつの比までにて候哉、湯之尾は何と申所にて候哉、

一 湯之尾より久木のうとニ蓮秀様御うつりハいつの比にて候哉、

一 蓮秀様御生れハ吉田之王子御うぶ神と御定候へ共、吉田之何之城と申所にて御生れ候と連々御意候つる哉、御弓ハ本

田四郎左エ門仕候哉、又四郎左エ門ハ御もりにて候、御弓者別人と承被申候哉、

一 吉田（貼紙）之下モ之城と申所にて蓮秀様者御誕生之由連々御意候つるを承候、御うぶ神ハ王子と承候、御弓ハ何かしとも承

不申候、御もりハ本田四郎左エ門にて候由、つねづね御意にて候、御誕生日も忘申候由兩人被申候、

一 忠隣様御誕生日ハいつれにて候而御誕生御祝事共候つる哉、覚ハ無之候哉之事、

一 二つるだの御子様ハ蓮秀様御妹にて候哉、又御ひとつ年などにて候つる哉之事、

一 伯耆様御おくさま御わらへ御名ハ何と申候哉、其御妹様御名ハ何と申候哉、御屋地様之御わらへ御名ハ何と申候哉、

一 伯耆様（貼紙）おくの御名者はつ鶴様と申候、

一 はつ鶴様之御妹様御座候、御名徳ミつ様と申候、是ハ日置つうほ屋之もの御名上申候、

一 蓮秀様御名者鶴ミつ様と申候由承候、

一 伯耆様御子左馬殿おくさま之御誕生日者十二月七日にて候」

慶安三年壬子十月十九日

(三) 覚

一 惟新様御在洛何度ニ而候哉、我等承及候ハ高麗より直ニ御上り之様ニ承候、但爰元へ御帰国候而より御上洛候而関ケ

原ニ御登被成候哉承度候、御在京之時之御状御座候、年号不知候、兵庫頭様と申候時之御書ニ而候、

一 細川殿之内安田木三郎兵衛允死去ハいっとも不相知候哉、死去之年龍伯様より被下御書有之、年号見付申度候、

一 晴蓑^{あは}切腹之時、脇本より瀧水之様ニ被引籠候由被聞召、白濱次郎左衛門殿へ御持せ被遣候へ共、はや事済跡ニ被参候、

御書御文書之内ニ相知候哉之事、

一 晴蓑追膳之龍伯様御詠歌之事、

(四) 覚

一 天正十四年筑紫入之時、義久様者肥後之八代へ被御座、忠隣様爲御大將被成御立候ニ付遠矢信濃守殿并拙者親木脇伊

賀入道正徹年共罷寄候由候而從義久様以上意御側へ御供被仕候、其外物頭衆多勢にて候、拙者十八歳にて御供申候而

様子見申候条々、

一 忠隣様筑紫之城たれの口にて御鑓被遊候者七月六日ニ而候かと存候事、

一 此城御責被成候時ハ夜中より未時分迄ニ召取申候、大手之口より御か、り被成、たれの口にて御鑓被遊候、其内ニ脇

元城之助度々御鑓遅く御座候など、申上候、正徹申候ハ若く候て不知事を申候と度々被申候、夫よりハ正徹鑓にとつ

くりを付水を入被持せ候を、城之助水にてハなく候哉と申候而持参り、御顔御洗被成候、燒山を御通り被成候故、御

よこれ被成候間如斯候、懸而被遊御躰候事、

一城之助御先にたれのかうしにとらへ付、吾等かけより御躰遊し候へなど、申候、城之助散く二罷成候後に死がい見
二参候へ共知かね候処ニ、城介罷立時分、歳久様御前様よりかのこの御ひとへ被下候、夫を着申、腰二巻、大はた抜
にて居申候つるが、其御きる物にて見知申候事、

一御かほ御洗被成候所よりたれの口との間、三十間計可有御座哉と覚申候事、

一御躰被遊候処二頓而野久尾より責入候、夫より忠隣様御城乗被遊候事、

一右御陣筑後之内かわらさんと申所之町城より間二里大川越二而候事、

一此御陣にて所之町人にて候、七月五日之夜幕を明、内を見申候処を城之助見合切捨申候事、

一晴蓑様ハ御立不被成候、其年之十月霜月か之比、豊後へ御立被成候哉、筑紫ニハ無御立候事、

一我事筑紫ニ御立被成候時ハ十八歳ニ而候事、

一右城之名鷹取か尾と申候事、

一日わり山と申城右之城一時ニ被責崩候事、

一鷹取か尾と日わり山の間、半道も可有之哉、

一岩屋へ御か、り被成間ハ鷹取か尾之麓ニ家陣被遊候事、

一岩屋之城へ御陣取之日、七月十四日、

一岩屋之城責七月廿七日ニ落城、忠隣様ハ取添之口より御か、り被成候、我々ハ大手之口よりか、り申候、取添の口に
てハ良躰合御座候間忠隣様御躰など爲被遊儀も可有御座候、別方ニ而候故いか様之事も不存候、左候而忠隣様御城乗
被遊ばし屏之上ニ御上り被成候、我々ハ城内家之上ニ登り罷居見上申候、兄民部少手まねき仕候、互ニ手まねき仕候

最中、城内にて敵被討候時分之儀ニ而候事、

一ほうまんと申城、岩屋より間一里御座候、城主宗虎岩屋之仕合ヲ見て城を捨、橋之様のかれ候事、

一鷹取か尾と岩屋との間五里、橋殿城之御陣御直し可被成との御事ニ而候へ共、八代より先軍衆もつかれ申候はん間、

御引せ被成候へとの儀にて御引被成候事、

一晴蓑様御大將其外物頭多勢にて豊後御のき被成候時、坂無シ城を一日路跡ニ御戻し御つめ落し被成候、日本国之人衆

褒美申候由ハ承候事、

一根白へ御か、り被成候時分、我儀ハ日向高城へ籠城申罷居候間不存申候事、

右之御陣立時分之儀、宇多斎宮殿を以御尋ニ而候、其時分若輩と申、殊ニ久々之儀ニ罷成候条相違之儀茂可有御座候へ

共、任意覚之儘書付御使迄申上候、以上、

木脇喜兵衛入道

慶安三年三月廿四日

永喜（花押）

(五)

三郎次郎忠隣ハ出水薩摩守義虎ノ二男、母ハ義久ノ嫡女タリ、左衛門歳久依無男子、彼忠隣歳久ムスメヲ嫁子爲養子、

于時天正十五年丁亥三月、大闇入当国、太守・歳久発向日向国、彼表ハ羽柴美濃守ヲ爲副將軍、入日州根白坂、伯耆国

主南条中書、因幡国主宮部法印先手ニ根白坂ニ張陣、義久ノ勢三万有余也、四月十七日欲破彼陣、敵陣ノ東ハ島津中務

大輔家久、同西ノ方野沢、忠隣彼沢ノ臨岸攻上、暁天陣ヲ破、忠隣カ兵加勢、家老小早川高景、備前中納言ヨリ家老長

船越中走リツ、キ防戦スルニヨツテ諸手劣、巳ノ下刻引取候、忠隣モ野沢ノ小川ノ辺ニテ引取候処ニ、敵切出候トイツ

クヨリカ喚ニヨツテカヘシ、再赴彼陣方、攻入討死ス、郎等貴島勘解由、村松弥太郎、島原勘助、貴島源四郎、木通志

岐モ亦討死ス、法印カ兵忠隣カ首ヲ目カケ取ラントセシカトモ郎等等取巻、楯ニカキノセ引退、義久ノ御前ニ參、夫ヨリ義久御力ナク其時ノ御詞・・・ト御誕アリテ御帰鞍シ玉フ、然而忠隣死骸ハ祁答院宮之城大窓寺ニ葬ス、法名号桂山浄久、袈裟菊丸ハ同年正月十八日マウク、此子五歳ノ時賜此御感状、袈裟菊ハ常久カ事也、斯龍伯公ノ御判形当家希代ノ誉ト可謂者欵、寛永十五年太守黃門家久公御逝去、御継目ノ時分、江戸江詰居、土井大炊頭殿内篠川庄次郎爲御使節仁被来咄候内ニ、庄次郎親ハ宮部法印ニツカヘ候、先年太閤薩摩江御下向ノ時、日向ノ国根白坂、是成坊カ陣江龍伯公御取カケ候ハ四月十七日ノ由候、十四日ノ午ノ刻時分ニ向ノ岡ニ山伏来札ヲ立置帰候、陣中ヨリ出テ見候ヘハ来十七日ノ朝陣ヲ可破トノ評義ニテ候、可有其心得トノ札ニテ候、夫ヨリ陣中ノ用意ニハ謀慮ニテカ有ラン、今ヤ〱ト被待候処ニ無其儀、十七日ノ朝取カケラレ候、無比類正直ナル約束ト被致褒美候ツル由被咄候、是ハ伊集院幸侃カ野心ニテ告知セタルカト其時ヨリ申伝候、大事ノコトニテ候間書付置者也、

(六)
一本ニ有

此ニ歳久之続子島津三郎二郎忠隣二十歳ニタラン若大將ナルカ、慈ノ勢臆シタル氣ヲ見テ中務大輔ニ合テ仰ケルハ、我等ハ勿論若輩タレハイマタ誉ノ名ヲ不得、家久ハ聞ル覺御座ナレハ、今日ノ師ニヲヒテハ不劣ト存候ト云アヘスカケラレケル、慈ノ軍勢是ヲ見テ一音ニ時ヲ挙テ曳ヤ声ニテ攻入、屏ニ重攻破リ陣内ニ切テ入、北郷一運ノ手ノ者トモ屏ニ三十間引破リ、陣中ニ切テ入、三百計無下ニ打死シタリケリ、去レトモ不爲事ト攻入々々戦ハ陣モ危見ユル処ニ、忠隣鉄炮ニ当ラセ玉ヘハ、大將手負給ソトテ慈乱是ニ成ニケル、敵ハ数千挺ノ鉄炮ヲ揃、雨霰ノ降如、此ヲ專ト打ケレハ慈ハ皆堀底ニ射伏ラレ、過半手負ニナリ、若干打死スル者アレト、薩摩ノ勢ハ無力野白ニ成テソ引ニケル、

(七) 落合長作殿御身体之儀御尋二而候、もはや今年四拾三年ニ罷成候条、然々覺無御座候、若輩之時分二候へハ日々記なども不存寄候、乍去慶長十三年戊申常久様廿二之御年駿川・江戸へ爲御使者御下被成候、御上洛前ニ常陸守殿と御名を御給被成、京都下り駿川海道迄者常州様ニ而候ツ、然処ニ家康様御公達ニ常陸様と申御座候通被聞召、扱者先此節者前之又吉殿ニ而可然由被仰候而駿河・江戸其通ニ候、御下向以後二下総守殿ニ御成被成候、三月上旬ニ鹿府御打立被成、国分ニ御着被成、龍伯様ニ御申入被成候、石碯様御暇乞とて御所へ御出合候、御会尺ニ部当四郎左工門所ニ而道二と申舞々父子弟子合三人被召寄、景清を半日御いわせ被成、申ノ時分ヨリ御打立、小久保迄御通ニ而候、石碯様者清水之上ニ宮之御座候所迄御送り御酒など御持せ候、かこ島より日数五日ニ美々津へ御着被成候、四五日御逗留候て拾端八端式艘ニ而ミ、津御出舟候、其日大濤ニテ御舟難儀仕候、雖然種々御立願并雜事船之舟頭半里ほと先ニ而御舟を見及、橋舟を急々ニおろし、加子三人舟頭乘御舟ニこき付、いかりを受取、其いかりかり候て御舟つなき留申候、日数十二日ニ大坂へ御着被成候、松本宗甫所へ御宿被成候、御藏衆川東善左衛門尉殿、平田大炊助殿、筆者折田勘解由次官殿、田辺屋又左工門尉坂道甫道々御振舞被上候、天王寺住吉など御見物被成、御藏衆へ御進物之儀共被仰置、伏見之様に御上り被成、森殿橋吹田屋之与左工門所へ御宿ニ而候、御城主松平隠岐守様へ御差出被成候、彼所より京へ一兩度御上り被成、御支度彼是両所へ御逗留候、御宿道正屋休甫、其内ニ心岳様御寺ニ御參被成候、其時分賀茂之御祭ニ而候、御參詣候而種々芸を御見物、ミたらしニ御參被成、御帰宅ニ蒔絵屋之彦七と申人彼宮ノほとりニ小家之御座候ヲこしらへ被申受、御振舞被上候、下々迄も其通ニ候、友寿法印様よりも御振舞にて候、是者内裏西之御門脇ニ御座候伊勢友枕老へも御礼被成候、茶道之宗可被申受候、一日者清水寺大佛御見物候、又建仁寺藤御覽被成候、夫より四月十七日ニ伏見を御打立と覚申候、川などふとく候て御逗留候所も御座候、於書川松平川内守様へ御差出御寄相と承候、下々迄も町にて御振舞にて候、其夜妙春様御宿へ御下被成候而御見立ニ而候ツ、駿河へ日数十日ニ御着被成候、御進物調、川東殿魚屋之善藏御同心之伊

勢屋之彦兵へ二御宿被成候、追付山口駿河守殿へ被仰通候、御家老本田上野守殿へ御指出被成、家康様へ御目見得被遊候、彼所へ日数廿五日御逗留候、何事も山口殿より和久伝五殿とて十八九年之若役人にて被仰理候、彼伝五殿も肴折一ツ持参二而候、御逗留中二浅間へ御参詣被成候、糺之森などよそながら御覧候、彼所二而天下之御小姓衆落合長作殿御堪氣二付、薩摩かた焔爐か島へ流人と被仰出、御使者へ御渡可有由候、喜入殿へ御談合と候へ共、彼方者龍伯様御使者二而候条無御存知通二被仰候哉、此方御一人二而御受取可被成と候、併江戸之様二罷下候間、彼方仕廻候而罷上り候する時分、於伏見二請取可申由御申被成たると存候、左候て駿川を五月下旬二御打立、其日清見寺へ御礼被成候、御持せりんすの巻物一ツ二而候、彼住持者大願寺前住瑞岳之弟子之由候而御馳走下々迄被通候、彼住持之舎弟も僧にて鎌倉之建当寺^{（原之）}二而候、舎兄より注進候哉、清見寺へ被出合候而御見参にて候、其僧かん原之御宿迄被送候、仲次焼之御ちやわん被進候、夫よりかまくらへ御着被成、古御所池すきする墨之御馬屋又羈か岡八幡宮、五山など御見物にて候、翌日江戸へ御着被成候、御宿者御国之御屋形二而候、本田佐助老、土井殿へ御指出御登城二而候、やかて佐助老御上使にて糟毛之御馬御拝領被成候、日数五日御逗留二而六月一日二御打立被成、木曾路を御上り被成候、近江へ御出被成、御多賀へ御参詣候、御座主瓶子一双二而町御立宿へ御礼にて候、又三井寺御見物被成候、日数十二日二伏見へ御着二而候、亭主与左エ門尉大津迄御迎二参候、其夜御振舞上たると存候、下々迄も其通二候、夫より同十四日祇園之祭宮之かざり物京三条町二借屋被成御見物にて候、軈而長作殿伏見へ御着二而候、御宿之門外二御指出候而御見参候、定宿送二而候らん、山口殿より小篠小兵衛尉とやら申人被相付候、御宿より四五間下に宿被仰付候而御供衆之内四五人ツ、夜白被相付候、長作殿御親父とて暇乞二被来候、此方へ被申理候而夜二入門外二而暇乞被成、追付帰り二而候、夫より大坂へ川舟二而御下被成、本之御宿へ御入被成候、長作殿ハ御蔵本へ御座候、かけて番衆被遣候、其夜宗甫御振舞被上候、下々迄も被下候、御蔵衆より舟籠をこしらへ同前二御本舟二付候、日数九日二美々津へ御着津と覚申候、夫よりハ小篠殿前よ

り其所々ニ被仰理、宿送之趣ニ存候、国分へ御着被成、龍伯様へ興津鯛と申小鯛之様成ヲ駿河にて御才覚被成御上ニ而候、脇本ニ御着候て惟新様へ御指出て、かこ島へ七月廿日比二御着と存候、追付其晩紀(北志島間道)乃筋老(伊勢直忠)、兵部少殿御下国目出度とて御出被成候、此方より被仰候者、今日日から能候間御返事を可被仰せ如何と候、御兩人可然と被仰、兵部少殿御意趣被聞せ御立、長作殿事者定其八九月之比、島へ御渡海可被成存候、醫者理心(分權)之小者遠島のもの御座候を御食焼ニ被進候、勿論長作殿下人彦人も不召烈候、彼食焼帰京之時めしつれ候而御上り被成候、次十四年八月二御音信可被仰と候て、かきる便舟ニ而島へ被遣候、噌樽百、干鯛・中紙三束、酒樽壹荷被遣候、同慶(長脱力)十六七年之夏か秋か御帰京被成候、此由承候而御暇乞ニ日置よりかこ島へ參候、小野辺ニ而參合、懸御目、伊集院御宿迄參候而、市成藏人殿、日置善兵衛殿へ巨細申入、御暇乞申候而罷帰候、長作殿其比廿四五之人にて候、彼人之行衛其後終ニ不承候、右之段々大かたの御事ニ候へとも、かやうニ候欤と候、夢のやうニ御座候、何れも正ならず候、可然様ニ御申上可被成候、已上どれもくちうのくらいにて候、爲御存知候、

慶安三年三月廿六日 瀬口加左衛門尉(花押)

東郷刑部大輔殿

參

(一)は寛永四年の久慶自身の申状で知行地についての従来よりの経緯について述べ、鹿児島近辺の知行地配当等について藩老に要求した願書の草案又は扣と思われる。(二)は歳久の二人の女、忠隣室と北郷三久、伊集院久洪室の生年月日、縁類他の照会と貼札によるその回答扣で藩記録所よりの問合せに日置島津家の方で調査結果を報告したものであろう。慶安三年は久慶死去の前年で、久慶自身この調査に何らか関与するところがあったのではなからうか。(三)は年不明であるが、義弘の履歴についての問合せ並びに同人の在京時の文書写及び義久の細川家々臣死去の際の書状の所蔵の報告、歳

久自害の際の状況を覚書風に記しており、(四)は天正十四年より十五年に至る間の忠隣の戦場での活躍の様子を、同じく十八歳で従軍した木脇永喜が問合せに応えて回報したもので、慶安三年三月廿四日の日付になっている。(五)・(六)は主として忠隣の根白坂での戦死の状況を記したもので、敗戦の一因に伊集院幸侃内通の噂を覚書としてあげている。(七)は常久が慶長十三年に京・駿河・江戸に使者として出向し帰国する迄の状況、とくに帰途京にて徳川家康の小姓で勘氣を蒙り、硫黄島配流の処分を受けた落合長作を同道下向した経緯について、四十三年前の記憶をたよりに覚書風にまとめた瀬戸口加左衛門尉の東郷刑部大輔宛の報告書。文中、些細な事ではあるが、これまで他の論文で閑説してきた人物に関する記述があるので付記しておく。一つは大坂到着の際応接の人名中に右筆家折田勘解由次官の名がみえること^{注9)}、一つは滞京中、心岳様寺への参詣の記事、さらに内裏西の御門脇に伊勢友枕老(如芸)の宿があること^{注10)}の記述等々である。蛇足ながら付言しておく。さて(七)の作成年は(二)・(四)と同じく慶安三年で、(四)とは月日も同じである。恐らく(二)と同じく久慶が聞書等を収集し、自家の歴史並びに藩史の史料として役立てたいと考えたものであろう。前述の如く久慶は慶長四年八月十八日、四十三歳で死去、その後養子大膳久豫(久憲)の告訴で寛文元年以降、罪を問われ系図削除の処分を受け、「本藩人物志」には久憲共々国賊伝中に記載の取扱い等をうけているが、薩藩修史上果たした役割は大きく、数多くの史料を後世に残した業績は評価されるべきであらう。久慶・久豫の系図抹消事件、その国賊伝登載についても彼ら個人に対する特殊な取扱いだけであつたのか、もつと深い日置島津家にそそがれた眼差^{まなざし}があつたのか一切不明である。しかし次々に発見される日置島津家文書一点一点の投ずる波紋は決して小さくはない。今後とも日置島津家文書の発見とそのもつ意味について検討を継続して行きたいと思つている。

注(1)鹿兒島大学文学科論集一〇・一一「日置島津家文書と島津久慶(一)・(二)―県立図書館本島津家文書の紹介を中心に―」、

同人文学科論集二五「同(三)―島津久慶自記とその他史料の紹介を中心に―」、同右二八・二九「同(四)・(五)―新知見文書の紹介を中心に―」、鹿兒島中世史研究会報四六「日置島津家文書と島津久慶(補遺)」、同三一「新城島津家と越前島津家」、同三二「新城島津家家譜所収文書」、「旧記雜録」月報八所収「島津久章一件並びに覚書」

(2) 鹿兒島大学人文文学科論集三一拙稿「御厚恩記をめぐって」参照。

(3) 「島津家列朝制度」(藩法集八)、「薩藩政要録」(鹿兒島県史料集一)、「鹿兒島県史」二、「旧記雜録」追録四等参照。

なお垂水島津家の家格保持に対する関心の深さを示す史料としては前掲拙稿「島津久章一件史料並びに覚書」参照。

越前島津家成立の事情については同「越前島津家文書の伝来について」(鹿兒島中世史研究会報三九)参照。

(4) 前出「御厚恩記をめぐって」参照。また「島津世祿記」をよむ時その考え方は本文掲載史料の趣旨と合致していることが判明する。なお島津義弘の家督不相統の問題については西本誠司「島津義弘の本宗家督相統について」(鹿兒島中世史研究会報四三)、松尾千歳「鹿兒島二召置御書物並富隈へ被召上御書物覚帳」(尚古集成館紀要三)参照。

(5) 問題の系図は旧稿、尚古集成館紀要四「島津氏系図について補考」で紹介した「龍伯様御再治之御系図」であり、

「義久様御系図大龍寺被写置、夫ヲ久国写置者也」とある川上久国が本文の写本をさらに写したという系図である。

そしてこの系図には義久の弟歳久は年久として「又六郎、左衛門督、相国之上使トシテ細川幽齋下向ニテ文祿元年七月十日於鹿兒島生害也」と記されているのである。

(6) 東京大学史料編纂所々蔵文書の中に「日向佐土原島津家文書」八巻がある。ところがその内容は巻一から巻四までは現在国立歴史民俗博物館の所蔵となっている越前島津家文書四巻を正確に模写したものである。越前島津家文書は越前島津家が島津本宗家によって再興されるまでは垂水島津家の庶家新城島津家が所蔵していたものであり、同じく垂水島津家から分出した佐土原島津家とその模写本をもっていても不思議ではない。新城島津家は信久の

二子久章を祖とするが、久章が正保二年、藩主光久に抵抗の姿勢をつらぬいて自裁した後は室家久女との間に生まれた忠清が跡をついで再興する。しかし忠清の跡は本宗家から養子が入り、義久の統をついではないのである。だが垂水家と共に義久の統であるとする自負心は強く、越前島津家文書を格護していたのも同家の継承と経済的特権の付与を主張する重要な資料だったわけである。そして佐土原家文書の巻三から巻八までもすべて垂水・新城島津家に関する文書のみであり、特に巻八の収録文書五通は新城島津家当主の將軍家御目録であることからみて、佐土原文書といってもこれはすべて新城島津家旧蔵文書といつてよいのである。何れにしても佐土原家と垂水家そして新城（現在末川）家の密接な関係がうかがえるのである。

(7) 現在同文書の所在は明らかでない。「旧記雜録」未収録文書八点の内容を知り得ぬのは遺憾である。凶録写真の歳久（年久）の花押の部分をとくに転載させていただく。

永禄十二年十月吉日 藤原朝正年久

河上十良を透行

(8) このようにして歳久については年久と記された場合があるが、年久とある文書については歳久と同一人であるとする認識が一般化していなかった故にとくに整理の対象にならなかった可能性のあることを指摘した。しかし逆に歳久とある文書については完全に抹殺されていると思われる、歳久の存在がいかに重いものであったかを思い知らされるのである。そしてそれは歳久の系統としてみなされた日置島津家に対する複雑なまなざしをも意味するものといつてよいであろう。

尚古集成館紀要六、晋哲哉「注解島津歳久関係文書」、千台二一、同「島津歳久について」参照。

(9) 右筆家折田氏については鹿兒島大学人文学科論集一五、一六拙稿「鹿兒島城下士折田家文書について」、同二三、二

四同「折田常孝一世大概之覚」、同二六、二七同「折田常武一世大概之覚」、『西南地域史研究七』所収同「鹿兒島城下士折田家文書について（補遺）」参照。

(10) 伊勢友枕老については鹿大史学三四、拙稿「故実家としての薩摩伊勢家と伊勢貞昌」参照。

（付記）

旧稿並びに関係史料・論文の検討を果たさぬまま忽卒の間に粗稿を作成した。したがって誤訳、誤解も多いことと思う。御批正いただきたい。擱筆にあたり閲覧の便宜を与えられた史料所蔵者各位に深謝の意を表したい。

（一九九四・九・二八）